

令和7年度「福島県農林水産部社会人獣医師研修」実施要領

福島県農林水産部畜産課

1 研修の目的

福島県農林水産部の業務に関心を持つ社会人獣医師を対象に家畜保健衛生所等でインターンシップを行う。さらに、研修では福島の今の姿や福島の魅力等を伝え、本県農林水産部公務員獣医師の業務のみならず、福島県に関する理解を深めてもらうことを目的とする。

2 研修内容

家畜保健衛生所または農業総合センター畜産研究所の日常業務を職員とともに体験する。具体的には、日常の検査業務、農家指導、家畜からの採材、病性鑑定（病理解剖、ウイルス検査、細菌検査等）、種雄牛の造成業務等の体験を行う。

3 対象者

農林水産部の業務に関心を持つ社会人獣医師。

4 実施期間及び実施日時

(1) 実施期間

令和7年5月から令和8年2月までの期間で1日から5日間程度。

(2) 実施日時

申込者と相談の上、決定。

5 研修場所

(1) から (6) において申込者と相談の上、決定する。

(1) 中央家畜保健衛生所（石川郡玉川村岩法寺字新屋敷114-12）

(2) 県北家畜保健衛生所（福島市東浜町5-18）

(3) 会津家畜保健衛生所（会津若松市高野町大字上高野字村前90）

(4) 相双家畜保健衛生所（南相馬市原町区高見町1-276-1）

(5) 農業総合センター畜産研究所（福島市荒井字地藏原甲18）

6 募集定員

3名程度。

7 宿泊場所

各自ホテル等を手配。

8 交通費、宿泊費等の補助

福島県の規程により、旅費、宿泊費等を支払う。

9 申込方法・申込期限

別紙「令和7年度福島県農林水産部社会人獣医師研修参加申込書」を作成の上、原則、研修実施開始希望日の1か月前までに郵送・FAX・電子メールのいずれかにより送付。

10 申込・問い合わせ先

〒 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県庁農林水産部畜産課（担当 寺本）

電話 024-521-7364、FAX 024-521-7939

E-mail eiseishiryou@pref.fukushima.lg.jp

11 その他

- (1) 研修参加者には、傷害保険（実費負担、800円程度）に加入していただきます。
- (2) 畜産研究所での研修及び畜産農家への立入を希望する場合は、防疫上の観点から、研修前に他の畜産施設への立ち入り状況を確認させていただきます。
- (3) その他の団体から旅費などの補助を受けて参加する場合は、本研修と重複しての参加は不可とします。